



愛媛県報

発行 愛媛県

平成20年2月22日金曜日 第194号

◇ 目次 ◇

自衛官の追加募集.....	109
自衛官の採用試験.....	109
指定障害福祉サービス事業者の指定.....	109
大規模小売店舗の届出に係る県の意見の概要.....	110
愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部改正.....	110
新たな土地改良事業の施行の認可(2件).....	111
市営土地改良事業の施行の同意.....	111
町営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....	111
土地改良事業の工事完了の届出(2件).....	111
林業用種苗生産事業者の登録の抹消.....	111
愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の一部改正.....	111
付保義務の発生.....	113
付保義務の消滅.....	113
道路の区域変更(県道新居浜別子山線).....	114
道路の供用開始(").....	114
道路の区域変更(県道石鎚伊予小松停車場線).....	114
道路の供用開始(").....	114
道路の供用開始(県道城川橋原線).....	115
道路の区域変更(一般国道380号).....	115
開発行為に関する工事の完了.....	115
道路の位置の指定(2件).....	116
特定計量器の定期検査の実施.....	116

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....	117
----------------------------	-----

県議会告示

愛媛県議会傍聴規則の一部改正.....	117
---------------------	-----

公営企業告示

落札者等の告示.....	118
--------------	-----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第220号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条及び第118条の規定に基づき、2等陸士として採用する陸上自衛官、2等海士として採用する海上自衛官及び2等空士として採用する航空自衛官の募集期間を次のとおり告示する。

平成20年2月22日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 男子(平成19年度3・4月採用分(追加募集))

平成20年2月25日(月)から
3月7日(金)まで

○愛媛県告示第221号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第117条第1項及び第118条の規定に基づき、2等陸士として採用する陸上自衛官、2等海士として採用する海上自衛官及び2等空士として採用する航空自衛官の採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称並びに担当区域を次のとおり定める。

平成20年2月22日

愛媛県知事 加戸守行

試験期日	試験場の位置	試験場の名称	担当区域
(男子) 平成20年3月8日(土)	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域

○愛媛県告示第222号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成20年2月22日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3820200271	社会福祉法人で・ふ・か	今治市旭町一丁目4-10	真鍋誠子	共同生活援助	うっとこ	今治市片山四丁目6-23	平成20年2月1日

○愛媛県告示第 223 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 4 項の規定により県が述べた意見の概要は、次のとおりである。

当該意見は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松前町役場において告示の日から 1 月間縦覧に供する。

平成20年 2月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	意見の概要
フジグラン松前A フジグラン松前B フジグラン松前C	伊予郡松前町筒井茶屋分83 2- 1 外	来店客の集中による周辺道路での交通渋滞の影響が懸念されるため、交通渋滞を緩和するための対策を講じること。

○愛媛県告示第 224 号

愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程（昭和36年12月愛媛県告示第1051号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程の規定は、平成20年 1月25日以降利子補給承認される農業近代化資金について適用し、同日前に利子補給承認された農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成20年 2月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
（利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率）				（利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率）			
第 2 条 前条の利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。				第 2 条 前条の利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。			
農業近代化資金 の種類	利子補給率			農業近代化資金 の種類	利子補給率		
	法第 2 条第 2 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号に掲げる融 資機関が同条 第 1 項第 1 号 に掲げる者に 貸し付ける場 合	法第 2 条第 2 項第 1 号に掲 げる融資機関 が同条第 1 項 第 2 号から第 4 号までに掲 げる者に貸し 付ける場合	法第 2 条第 2 項第 2 号から 第 4 号までに 掲げる融資機 関が同条第 1 項第 2 号から 第 4 号までに 掲げる者に貸 し付ける場合		法第 2 条第 2 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号に掲げる融 資機関が同条 第 1 項第 1 号 に掲げる者に 貸し付ける場 合	法第 2 条第 2 項第 1 号に掲 げる融資機関 が同条第 1 項 第 2 号から第 4 号までに掲 げる者に貸し 付ける場合	法第 2 条第 2 項第 2 号から 第 4 号までに 掲げる融資機 関が同条第 1 項第 2 号から 第 4 号までに 掲げる者に貸 し付ける場合
1 畜舎、果樹 棚、農機具そ の他の農作物 の生産、流通 又は加工に必 要な施設の改 良、造成、復 旧又は取得に 要する資金 （農地又は牧 野の改良、造 成、復旧又は 取得に要する ものを除く。）	年 1 分 2 厘 5 毛	年 1 分 2 厘 5 毛	年 4 厘	1 畜舎、果樹 棚、農機具そ の他の農作物 の生産、流通 又は加工に必 要な施設の改 良、造成、復 旧又は取得に 要する資金 （農地又は牧 野の改良、造 成、復旧又は 取得に要する ものを除く。）	年 1 分 2 厘 5 毛	年 1 分 2 厘 5 毛	年 6 厘
2 ~ 7 省略				2 ~ 7 省略			

○愛媛県告示第 225 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 1 項の規定により、東温市上林土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・於検校地区）の施行を平成20年 2月13日認可した。

平成20年 2月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 226 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 1 項の規定により、東温市下林下土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・佐川地区）の施行を平成20年 2月 6日認可した。

平成20年 2月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 227 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 1 項の規定により、東温市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・丁字ヶ谷地区）の施行に平成20年 2月 6日同意した。

平成20年 2月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 228 号

愛南町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・広見地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成20年 2月22日

○愛媛県告示第 231 号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第 1 項の規定に基づく次の生産事業者の登録を抹消した。

平成20年 2月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

登録 番号	生産事業者の氏名又は名称及び住所		生産事業の内容		事業所の名称及び所在地	
	氏名又は名称	住所	種 穂	苗 木	名 称	所 在 地
340	和 田 善 計	温泉郡川内町大字南方 2600 - 6		1 幼苗の育成 2 幼苗以外の苗木育 成	和 田 善 計	温泉郡川内町大字南方 2600 - 6

○愛媛県告示第 232 号

愛媛県漁業近代化資金利子補給規程（昭和44年10月愛媛県告示第 881 号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。改正後の愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の規定は、平成20年 1月25日以降に利子補給承認される漁業近代化資金について適用し、同日前に利子補給承認された漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成20年 2月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称
 - 町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・広見地区）計画書の写し
 - 愛南町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の写し
- 縦覧期間
平成20年 2月25日から 3月24日まで
- 縦覧場所
愛南町役場

○愛媛県告示第 229 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 1 項の規定により、四国中央市土居町土地改良区から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成20年 2月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の 施行に係る地域	土地改良事業の工 事の完了年月日
県単独補助土地改良事業（か んがい排水）	藤原地区	平成19年11月30日

○愛媛県告示第 230 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 1 項の規定により、四国中央市三島土地改良区から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成20年 2月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の 施行に係る地域	土地改良事業の工 事の完了年月日
県単独補助土地改良事業（か んがい排水）	八反地地区	平成19年10月31日

改 正 後

改 正 前

(利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び補給率)

(利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び補給率)

第2条 利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。

第2条 利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。

漁業近代化資金の種類	利子補給率				
	法第2条第2項第1号から第4号までに掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者(漁業近代化資金融通法施行令(昭和44年政令第209号。以下「令」という。)第5条に規定する団体に限る。)に貸し付ける場合	法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号までに掲げる者(令第5条に規定する団体に限る。)に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第6号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第10号に掲げる者に貸し付ける場合
1・2 省略					
3 漁船漁具保管修理施設、漁業用資材保管施設、漁船用油water供給施設、養殖池、蓄養池、水産種苗生	年1分2厘5毛	年1分5厘5毛	年1分2厘5毛	年4厘	年4厘

漁業近代化資金の種類	利子補給率				
	法第2条第2項第1号から第4号までに掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者(漁業近代化資金融通法施行令(昭和44年政令第209号。以下「令」という。)第5条に規定する団体に限る。)に貸し付ける場合	法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号までに掲げる者(令第5条に規定する団体に限る。)に貸し付ける場合	法第2条第2項第6号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第10号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第10号に掲げる者に貸し付ける場合
1・2 省略					
3 漁船漁具保管修理施設、漁業用資材保管施設、漁船用油water供給施設、養殖池、蓄養池、水産種苗生	年1分2厘5毛	年1分5厘5毛	年1分2厘5毛	年6厘	年6厘

産施設、養殖用作業舎、水産物処理施設、水産物保蔵施設、水産物加工施設、製氷冷凍施設、水産物等運搬施設、水産物販売施設又は漁業用通信施設の改良、造成又は取得に必要な資金（漁船の改造、建造若しくは取得に必要なもの又は次号若しくは第5号に掲げるものを除く。）						産施設、養殖用作業舎、水産物処理施設、水産物保蔵施設、水産物加工施設、製氷冷凍施設、水産物等運搬施設、水産物販売施設又は漁業用通信施設の改良、造成又は取得に必要な資金（漁船の改造、建造若しくは取得に必要なもの又は次号若しくは第5号に掲げるものを除く。）					
4～6 省略						4～6 省略					
7 漁村情報処理・通信施設（有線放送施設及び有線放送電話施設を含む。）、漁船船員臨時宿泊施設、漁業者研修施設、集会施設、託児施設、診療施設、水道施設、ガス供給施設、下水道施設、地域休養施設、漁村広場施設、漁村センター、生活安全保護施設、連絡道又は廃棄物処理施設の改良、造成又は取得に必要な資金			同上	年 4 厘	年 4 厘	7 漁村情報処理・通信施設（有線放送施設及び有線放送電話施設を含む。）、漁船船員臨時宿泊施設、漁業者研修施設、集会施設、託児施設、診療施設、水道施設、ガス供給施設、下水道施設、地域休養施設、漁村広場施設、漁村センター、生活安全保護施設、連絡道又は廃棄物処理施設の改良、造成又は取得に必要な資金			同上	年 6 厘	年 6 厘
8 省略						8 省略					

○愛媛県告示第 233 号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第 112 条の 2 第 2 項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第 112 条第 1 項の規定による同意があったと認めたので、同法第 112 条の 2 第 3 項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の 3 の規定により告示する。

平成20年 2月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

（今治地方局管内）

大三島加入区

に付すべき義務は、平成20年 2月21日限り消滅したので、同条第 2 項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26 条の 3 の規定により告示する。

平成20年 2月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

（今治地方局管内）

大三島加入区

○愛媛県告示第 234 号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第 113 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生（平成16年 2月愛媛県告示第 351 号）による保険

○愛媛県告示第 235 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年 2月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	新居浜別子山線	新居浜市大永山字土ノ峠コラゲタ348番 1 から 同字348番20まで	旧	メートル 25.1～39.4	キロメートル 0.072	
			新	32.2～47.2	0.072	

○愛媛県告示第 236 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年 2月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	新居浜別子山線	新居浜市大永山字土ノ峠コラゲタ348番 1 から 同字348番20まで	平成20年 2月22日

○愛媛県告示第 237 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年 2月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	石鎚伊予小松停車場線	西条市氷見字長谷丁71番 5 から 同字丁75番 8 まで	旧	メートル 27.1～32.4	キロメートル 0.018	
			新	30.1～34.2	0.018	
"	"	西条市氷見字長谷丁75番 9	旧	8.3～12.7	0.007	
			新	8.3～12.7	0.007	
"	"	西条市氷見字長谷山丁44番 2 から 同字丁43番 5 まで	旧	49.1～59.0	0.012	
			新	59.0～66.4	0.012	
"	"	西条市氷見字椀山丁 4 番30	旧	3.9～ 5.5	0.015	
			新	6.7～ 9.9	0.015	
"	"	西条市氷見字椀山丁 4 番17	旧	36.2～37.2	0.005	
			新	37.2～39.2	0.005	

○愛媛県告示第 238 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年 2月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	石鎚伊予小松停車場線	西条市氷見字長谷丁71番5から 同字丁75番8まで	平成20年2月22日
"	"	西条市氷見字長谷丁75番9	"
"	"	西条市氷見字長谷山丁44番2から 同字丁43番5まで	"
"	"	西条市氷見字椀山丁4番30	"
"	"	西条市氷見字椀山丁4番17	"

○愛媛県告示第239号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成20年2月22日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	城川橋原線	西予市城川町窪野3922番3から 同町窪野3928番2まで	平成20年2月22日

○愛媛県告示第240号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成20年2月22日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	380号	喜多郡内子町大平1398番1から 同町大平1279番1地先まで	旧	メートル 5.0~17.5	キロメートル 0.275	
			新	12.0~26.5	0.275	

○愛媛県告示第241号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。
 平成20年2月22日

愛媛県知事 加戸守行

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
19松局建（開）第57号 平成20年2月8日	伊予郡松前町大字浜字一町六反852番1	伊予郡松前町大字筒井1011番地 黒田 映

○愛媛県告示第 242 号

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成20年 2月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 道路の位置

伊予郡松前町大字筒井字野津子 685 番 3、685 番 5、685 番 6、685 番15及び 685 番16

2 申請人の住所氏名

伊予郡松前町大字筒井1059番地 2

山口 俊郎

松山市三番町 1 丁目 8 番地 3

森田 薫

3 図面省略

○愛媛県告示第 243 号

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成20年 2月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 道路の位置

伊予郡砥部町高尾田 248 番

2 申請人の住所氏名

松山市清水町三丁目 201 番地 3

コウテイ建設株式会社 代表取締役 西原 哲弘

3 図面省略

○愛媛県告示第 244 号

計量法（平成 4 年法律第51号）第19条第 1 項の規定により、宇和島市、八幡浜市、大洲市、西予市、喜多郡内子町、西宇和郡伊方町、南宇和郡愛南町、北宇和郡鬼北町及び北宇和郡松野町の特定計量器の定期検査を次のように実施する。ただし、特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第70号）第39条第 1 項各号に規定する特定計量器の検査は、平成20年 4 月 1 日から12月26日までの間ににおいて実施する。

平成20年 2月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検 査 日 時	検 査 場 所	検 査 区 域	対 象 となる 特定計量器
平成20年午前11時 から 4月7日午後3時 まで	三崎公民館	伊 方 町	非自動はかり（計量法施行令第5条第1号又は第2号に掲げるもの及び同政令附則別表第2に掲げるものを除く。） 分銅 定量おもり 定量増おもり
" 8日午前11時 から 午後3時 まで	瀬戸町民センター		
" 9日午前10時30分から 午前11時30分まで	伊方町役場町見支所		
" 9日午後1時 から 午後3時 まで	伊方町民会館		
" 10日午前10時30分から 午後3時 まで	八幡浜市役所保内庁舎	八 幡 浜 市	
" 11日午前10時30分から 午前11時30分まで	八幡浜市役所日土出張所		
" 11日午後1時 から 午後3時 まで	八幡浜市役所八幡浜庁舎		
" 14日午前10時30分から 午前11時30分まで	J A 西宇和川上共選場		
" 14日午後1時 から 午後3時 まで	J A 西宇和真穴共選場		
" 15日午前10時30分から 午後3時 まで	八幡浜市総合福祉文化センター		

" 16日午前10時30分から 午前11時30分まで	千丈地区公民館	宇 和 島 市
" 16日午後1時 から 午後3時 まで	神山地区公民館	
" 17日午前10時30分から 午後3時 まで	八幡浜市役所八幡浜庁舎	
5月7日午前10時30分から 午後3時 まで	宇和島市役所三間支所	
" 8日午前10時30分から 午前12時 まで	J A えひめ南玉津支所	
" 8日午後1時30分から 午後3時 まで	J A えひめ南奥南支所	
" 9日午前10時30分から 午後3時 まで	吉田公民館	
" 12日午前10時30分から 午前11時30分まで	津島町商工会	
" 12日午後1時 から 午後3時 まで	岩松公民館	
" 13日午前10時 から 午前11時 まで	御横公民館	
" 13日午後1時 から 午後2時30分まで	下灘公民館	
" 14日午前10時30分から 午後3時 まで	市立勤労青少年ホーム	
" 15日午前10時30分から 午後3時 まで	市立図書館	
" 16日午前10時30分から 午前12時 まで	市立図書館	
" 19日午前11時 から 午前12時 まで	J A えひめ南下波支所	
" 19日午後2時 から 午後3時30分まで	宇和島市役所宇和海支所	
" 20日午前10時 から 午前11時 まで	定期船待合所（日振島ポケットパーク）	
" 20日午後1時 から 午後2時 まで	J A えひめ南宇和海第二支所	
" 20日午後2時30分から 午後3時30分まで	J A えひめ南嘉島出張所	
" 21日午前10時 から 午前11時 まで	J A えひめ南久島支所	
" 21日午後2時 から 午後3時30分まで	J A えひめ南来村支所	
" 22日午前10時30分から 午後3時 まで	宇和島市役所	
" 23日午前10時30分から 午後3時 まで	宇和島市役所	
6月2日午前11時 から 午後3時 まで	松野町山村開発町民センター	松 野 町
" 3日午前11時 から 午後2時30分まで	鬼北町役場日吉支所	鬼 北 町
" 4日午前11時 から 午後3時 まで	中央公民館	
" 5日午前11時 から 午後2時 まで	中央公民館	愛 南 町
" 9日午前11時 から 午後3時 まで	愛南町役場内海支所	
" 10日午前10時 から 午前11時30分まで	福浦公民館	
" 10日午後1時 から 午後3時 まで	西海町民会館	
" 11日午前10時 から 午前11時30分まで	愛南漁業協同組合深浦本所	
" 11日午後1時 から 午後3時 まで	愛南町役場一本松支所	
" 12日午前10時 から 午後3時 まで	城辺社会福祉会館	
" 13日午前10時 から 午後2時 まで	御荘文化センター	
9月1日午前11時 から 午後3時 まで	西予市明浜町民会館	西 予 市
" 2日午前11時 から 午後3時 まで	西予市狩江公民館	
" 3日午前11時 から 午後3時 まで	西予市伊津支所	

" 4日 午前10時30分から 午前11時30分まで	三瓶農村研修センター	西 予 市	" 6日 午後 1 時 から 午後 2 時30分まで	J A えひめ中央参 川支所	大 洲 市
" 4日 午後 1 時30分から 午後 3 時 まで	西予市三瓶北公民 館		" 7日 午前10時30分から 午後 2 時 まで	内子町小田林業セ ンター	
" 5日 午前10時30分から 午後 3 時 まで	西予市三瓶総合支 所		" 8日 午前10時 から 午前11時30分まで	櫛生連絡所	
" 8日 午前11時 から 午前12時 まで	西予市惣川支所		" 8日 午後 1 時 から 午後 3 時 まで	白滝連絡所	
" 9日 午前10時30分から 午後 3 時 まで	西予市野村公会堂		" 9日 午前10時 から 午後 3 時 まで	大洲市役所長浜支 所	
" 10日 午前10時30分から 午後 2 時30分まで	西予市総合センタ ーしろかわ		" 10日 午前10時 から 午前11時30分まで	八多喜連絡所	
" 11日 午前10時30分から 午後 3 時 まで	西予市宇和文化会 館		" 10日 午後 1 時30分 から 午後 3 時 まで	上須戒連絡所	
" 12日 午前10時30分から 午後 2 時 まで	西予市宇和文化会 館		" 14日 午前10時 から 午前12時 まで	菅田連絡所	
10月 1日 午前10時 から 午前11時30分まで	J A 愛媛たいき大 瀬支所	" 14日 午後 1 時30分 から 午後 3 時 まで	新谷連絡所		
" 1日 午後 1 時 から 午後 3 時 まで	内子町分庁舎	" 15日 午前11時 から 午後 2 時 まで	河辺基幹集落セン ター		
" 2日 午前10時 から 午後 3 時 まで	内子町分庁舎	" 16日 午前10時30分 から 午後 3 時 まで	大洲市役所脇川支 所		
" 3日 午前10時 から 午後 3 時 まで	内子町役場	" 17日 午前10時 から 午後 3 時 まで	大洲市民会館		
" 6日 午前10時30分 から 午前11時30分まで	J A えひめ中央田 渡支所	" 20日 午前10時 から 午後 3 時 まで	大洲市総合福祉セ ンター		
		内 子 町			

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成20年 2月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成20年 2月13日	NPO法人INVISIBLE	酒 井 あ い	東温市南方1365番地 1	この法人は、社会に存在する有形無形のバリアを解消し、障害のある人たちの社会参加活動・生涯学習活動を支援する事業をとおし、誰もがいきいきと暮らすことの出来る社会の実現に取り組むことで、公益に寄与することを目的とする。

県 議 会 告 示

○愛媛県議会告示第1号

愛媛県議会傍聴規則（昭和24年 9月愛媛県議会告示第4号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成20年 2月22日

愛媛県議会議長 横 田 弘 之

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。</p> <p>(1) 傘、つえ、棒、げた、凶器その他危険と認められる物品を所持する者。ただし、つえを所持することが病氣その他の理由によりやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 異状の服装をした者、又は酒気を帯び、めいていしている者</p> <p>(3) げたを履いている者</p> <p>(4) 旗、のぼり、ピラ、掲示板、プラカード等名目及び形状のいかんを問わずこれらのものを所持する者</p>	<p>第7条 次の各号の一に該当する者は、傍聴することができない。</p> <p>(1) 兇器 その他危険と認められる物品を所持する者。</p> <p>(2) 異状の服装をした者、又は酒気を帯び、めいていしている者。</p> <p>(3) 旗、のぼり、ピラ、掲示板、プラカード等名目及び形状の如何を問わずこれらのものを所持する者。</p>

(5) マイク、録音機、写真機、映写機その他これらに類するもの
(携帯電話及びPHSを除く。)を所持する者。ただし、第3条の規定により傍聴章の交付を受けた者については、この限りでない。

(6) 笛、ラッパ、太鼓その他 楽器の類又はラジオ、拡声器その他これらに類するものを所持する者

(7) その他議長において議場の秩序維持のため必要を認める者

第8条 傍聴人は、次に掲げる事項を厳守しなければならない。

(1)~(4) 省略

(5) 帽子、外とう及び襟巻の類を着用しない こと。
ただし、病気その他の理由によりやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(6) 携帯電話及びPHSの電源を切ること。

(7)~(9) 省略

(4) 笛、ラッパ、太鼓、その他楽器の類 _____
_____を所持する者。

(5) その他議長において議場の秩序維持のため必要を認める者。

第8条 傍聴人は次の各号の 事項を厳守しなければならない。

(1)~(4) 省略

(5) 帽子、外套 及び襟巻の類を 着用又は下駄をはかない こと。

(6) 傘、杖、棒及び下駄等を携帯しない こと。

(7)~(9) 省略

公営企業告示

○愛媛県公営企業告示第1号

次のとおり落札者を決定した。

平成20年 2月22日

愛媛県公営企業管理者 和 氣 政 次

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
体外衝撃波結石破碎装置 一式 (県立中央病院)	愛媛県公営企業管理局総務課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成20年 2月 7日	共和医理器株式会社愛媛支店 愛媛県松山市来住町1277-1	39,900,000円	一般競争入札	平成19年12月28日